

地域密着型通所介護・介護予防 日常生活支援総合事業 重要事項説明書

1. 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 0957-82-5700（午前8:30時～午後5:30時まで）

担当：センター長 長池 要一郎

：生活相談員 松島 昭二 ・ 長池 庄一郎

＊ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. デイサービスセンター鮎の里の概要

（1）提供できるサービスの種類と地域

名 称	デイサービスセンター鮎の里
所 在 地	長崎県南島原市有家町尾上字土橋4083番地
介護保険指定番号	4271400402
サービスを提供する対象地域＊	南島原市の有家町、西有家町

＊上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

（2）同センターの職員体制

	常勤	非常勤	計
管理者	1	0	1
生活相談員	1	1	2
看護職員兼機能訓練指導員	1	1	2
介護職員	1	1	2

（3）同センターの設備の概要

定員	18名	浴 室	一般浴槽と特殊浴槽があります
食堂	97.26 m ²	相談室	1室
機能訓練室	97.20 m ²	送迎車	4台

（4）営業時間

月・水・金曜日（祝・祭日も含む）	8:00～17:30
火・木・土・日曜日、12月31日～1月3日	定休日

（5）サービス提供時間

月・水・金曜日（祝・祭日も含む）	9:15～16:45
------------------	------------

3. 事業の目的

社会福祉法人長和会が経営するデイサービスセンター鮎の里通所介護事業所は、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護・要支援者・事業対象者に対し、適切な地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」といいます。）を提供することを目的とします。

4. 運営の方針

事業所の従業者は、利用者が要介護状態及び要支援及び事業対象状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常に利用者の立場に立った、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

- ② 事業の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村保険者、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

5. サービス内容

- (1) 送迎
- (2) 食事
- (3) 入浴
- (4) 機能訓練
- (5) 生活相談等

6. 料 金

(1) 利用料金

① 介護保険給付サービス

介護報酬の告示上の額

ただし、法定代理受領の場合は居宅介護(総合事業)サービス基準額の各利用者の負担割合に応じた額相当。

法定代理受領でない場合は、居宅介護(総合事業)サービス基準額相当です。

② 食事の提供に要する費用

1日あたり500円

(2) 支払方法

利用日ごとにお支払い頂きます。領収書は月ごとに発行いたします。

ただし、総合事業サービスを利用される方は、翌月10日までに前月分を一括してお支払いいただきます。

7. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当センター職員がお伺いいたします。

地域密着型通所介護計画及び総合事業計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は事前に介護支援専門員とご相談ください。

総合事業サービスを利用される方は、地域包括支援センターにお申し込みください。

(2) サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

②当センターの都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

※この場合、条件が変更になられた場合は再度契約することができます。

- ・お客様がお亡くなりになった場合

④その他

- ・当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当杜が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・お客様が、サービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、お客様が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、またはお客様やご家族などが当センターや当センターのサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

8. 当センターのデイサービスの特徴等

(1) 運営の方針

利用者の人格を尊重し、家庭での生活習慣に沿った個別的な援助、家族援助に努め、在宅生活がスムーズに行われるようにします。

(2) サービス利用に当たっての留意事項

- ・送迎時間の連絡 : できるだけ、利用者及び家族の個別事情を考慮します。

- ・体調確認 : センター到着後、毎回血圧・体温測定を行い、健康状態の確認をします。
- ・体調不良等によるサービスの中止・変更 : 必要に応じて柔軟に対応します。
- ・食事のキャンセルや内容の変更 : 必要に応じて柔軟に対応します。
- ・時間変更 : 必要に応じて柔軟に対応します。
- ・設備、器具の利用 : ローラー、マッサージ機、低周波治療機、ホットパック、平行棒等ご利用いただけます。

9. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急車、親族、地域包括支援センター若しくは居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

(別紙『事故発生時の対応』を参照)

10. 非常災害対策

- ・防災時の対応 : 別途定める「有宝荘消防計画」にのっとり対応を行います。
- ・防災設備 : 自動火災報知機、誘導灯、
- ・防災訓練 : 別途定める「有宝荘消防計画」にのっとり、月1回避難訓練を行います。
- ・防火責任者 : 小谷 靖明

11. サービス内容に関する苦情

①当センターご利用者相談、苦情担当

担当 : センター長 長池 要一郎

生活相談員 松島 昭二 ・ 長池 庄一郎

電話0957-82-5700

②その他

当センター以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

12. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価

1. あり

実施日 : 年 月 日

評価機関名称 :

結果の開示 : あり ・ なし

②. なし

1 2. 当会の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 長和会
代表者氏名	理事長 長池 庄一郎
所在地	長崎県南島原市有家町尾上字土橋4085番地
電話番号	0957-82-8300

定款の目的に定めた事業

- 1、特別養護老人ホーム
- 2、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
- 3、地域密着型通所介護・介護予防・日常生活支援総合事業

令和 年 月 日

地域密着型通所介護及び総合事業の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項の説明をしました。

<事業者>

住 所 長崎県南島原市有家町尾上字土橋4083番地
名 称 社会福祉法人長和会 デイサービスセンター鮎の里 通所介護事業所
代表者名 理事長 長池 庄一郎 (指定番号 4271400402)

<説明者>

(所 属) デイサービスセンター 鮎の里

(氏 名) 松島 昭二 印

私は、本書面により、事業者から地域密着型通所介護及び総合事業についての重要事項の説明を受け同意しました。

<利用者>

住 所 _____

氏 名 _____ 印

<利用者代理（選任した場合）>

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(続 柄) _____